

福津市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則  
(令和 年 月 日福津市規則第 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(立入調査等)

第 3 条 市長は、法第 9 条第 1 項の規定により空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関し法の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 法第 9 条第 2 項の規定による立入調査は、空家等が特定空家等であるか否かを判断する基礎となる項目ごとにその程度を判定し、又は特定空家等に対する除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るための必要な措置を調査するものとする。

3 法第 9 条第 3 項の規定による通知は、立入調査実施通知書（様式第 1 号）により行うものとする。

4 法第 9 条第 4 項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第 2 号）とする。

(特定空家等及び管理不全空家等の通知)

第 4 条 市長は、前条の調査によって、空家等が特定空家等であると認めるときは特定空家等該当通知書（様式第 3 号）により、空家等が管理不全空家等であると認めるときは管理不全空家等該当通知書（様式第 4 号）により、当該所有者等（空家等の所有者又は管理者をいう。以下同じ。）に対し通知するものとする。ただし、過失がなくて当該所有者等を確知することができないときは、この限りでない。

2 前項の規定による通知を行った場合において、当該空家等の所有者等が除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を講じたことにより特定空家等又は管理不全空家等の状態が改善され、特定空家等又は管理不全空家等でないと認めるときは、遅滞なくその旨を、特定空

家等状態改善通知書（様式第 5 号）又は管理不全空家等状態改善通知書（様式第 6 号）により当該所有者等に対し通知するものとする。

（助言又は指導）

第 5 条 法第 13 条第 1 項の規定による指導は、管理不全空家等に関する指導書（様式第 7 号）により行うものとする。

2 法第 22 条第 1 項の規定による助言（以下「助言」という。）は、原則として口頭により行い、同項の規定による指導は、助言を行った場合で特定空家等の状態に改善が認められないとき、又は助言ができないときに、特定空家等に関する指導書（様式第 8 号）により行うものとする。

（勧告）

第 6 条 法第 13 条第 2 項の規定による勧告は、管理不全空家等に関する勧告書（様式第 9 号）により行うものとする。

2 法第 22 条第 2 項の規定による勧告は、特定空家等に関する勧告書（様式第 10 号）により行うものとする。

（命令）

第 7 条 法第 22 条第 3 項の規定による命令は、特定空家等に関する命令書（様式第 11 号）により行うものとする。

2 前条の措置を命じようとする場合は、法第 22 条第 4 項の規定により命令に係る事前の通知書（様式第 12 号）により通知するものとする。

（意見の聴取等）

第 8 条 前条の通知書を交付された者で、意見書及び自己に有利な証拠を提出しようとするもの又はその代理人（代理人である資格を書面により証する者に限る。）は、当該通知書の交付を受けた日から 14 日以内に、命令に係る事前の通知に対する意見書（様式第 13 号）に自己に有利な証拠を添えて提出するものとする。ただし、法第 22 条第 5 項の規定により意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書（様式第 14 号）により請求する場合は、この限りでない。

2 法第 22 条第 6 項の規定により公開による意見の聴取を行う場合は、福津市行政手続条例（平成 17 年福津市条例第 11 号）第 15 条により行うものとする。

3 法第 22 条第 7 項の規定による通知は、命令に係る事前の通知に対する意見聴取通知書（様式第 15 号）により行うものとし、同項の規定による公告は、

福津市公告式条例（平成１７年福津市条例第３号。以下「条例」という。）に規定する掲示場への掲示により行うものとする。

（標識）

第９条 法第２２条第１３項の標識は、標識（様式第１６号）により行うものとし、同項の国土交通省令・総務省令に規定する方法は、条例に規定する掲示場への掲示により行うものとする。

（代執行）

第１０条 法第２２条第９項の規定により代執行を行う場合の行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）第３条第１項の規定による戒告は、戒告書（様式第１７号）により行うものとする。

２ 市長は、前項の戒告書を受けた者が指定の期限までにその義務を履行しない場合で、再度の戒告を行わないときは、代執行をなすべき時期等を代執行令書（様式第１８号）により前項の戒告書を受けた者に通知するものとする。

３ 行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）第４条の証票は、執行責任者証（様式第１９号）とする。

（略式代執行）

第１１条 法第２２条第１０項の規定による公告は、条例に規定する掲示場への掲示及び市広報等への掲載により行うものとする。

（補則）

第１２条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。